

(別紙2)

## 重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用)

### 1 事業所の概要

事業所名	藤沢市村岡地域包括支援センター
所在地	〒251-0012 神奈川県藤沢市村岡東1-1-1
事業者指定番号	第1402200156号
管理者・連絡先	管理者：吉本 信子 電話番号：0466-24-4100 F A X：0466-24-4172
サービス提供地域	藤沢市 柄沢、渡内、弥勒寺、村岡東、宮前、小塚、高谷、並木台 大鋸・川名・藤が岡の各一部

### 2 事業所の職員体制等

職種	人員
保健師等	2名
社会福祉士	3名
主任ケアマネジャー (内管理者兼務)	2名 (1名)
ケアマネジャー	0名

### 3 サービス提供時間

区分	平日	土曜日	休祭日
提供時間	8:30 ~ 17:00	休み	休み

(注) 年末年始(12/29~1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

### 4 利用者負担金

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料等については、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合を除き、厚生労働省令に規定する額を超えない額とします。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの通常の実施地域(藤沢市内)を越えて行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は、1キロメートル当たり50円とします。

### 5 事業者のサービスの方針等

利用者に対し、可能な限り居宅において利用者が尊厳を保持しその有する能力において自立した日常生活を営むため、また、要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画書(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

## 6 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

## 7 相談窓口、苦情対応・ハラスメント対応

○ サービスに関する相談や苦情・ハラスメントについては、次の窓口にご連絡願います。

藤沢市村岡 地域包括支援センター 相談窓口	電話番号	0466-24-4100
	fax 番号	0466-24-4172
	相談員（責任者）	吉本 信子
	対応時間	8:30~17:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村相談窓口 (介護予防支援関係)	所在地	藤沢市朝日町1-1
	担当課	藤沢市役所 介護保険課
	電話番号	0466-50-8270
	fax 番号	0466-50-8443
市町村相談窓口 (介護予防ケア マネジメント関係)	所在地	藤沢市朝日町1-1
	担当課	藤沢市役所 高齢者支援課
	電話番号	0466-50-3523
	fax 番号	0466-50-8412
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠木町27-1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	9:00~17:00

※ 国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に 関する担当者	管理者 吉本 信子
-----------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団清心会
代表者名	理事長 石井 紀夫
本社所在地・電話	藤沢市小塚383番地 電話番号：0466-23-2343
業務の概要	1. 病院 藤沢病院 2. 介護老人保健施設 介護老人保健施設清流苑 3. 指定特定相談支援事業所 なでしこ 4. 共同生活援助事業所 はうす・たんぼぼ 5. サービス付き高齢者向け住宅 スミレの花 6. 宿泊型自立訓練施設 みずき 7. 地域包括支援センター 藤沢市村岡地域包括支援センター 8. 訪問看護ステーション レンゲの花
事業所数	8事業所

12 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
事業者指定番号	第 号
管理者・連絡先	